

家庭ごみ指定袋の臨時措置を

令和8年(2026年)

9月30日(水)で終了 します。

本市「家庭ごみ指定袋」以外の袋でもごみ出し可能としていた臨時措置は、市内店舗での指定ごみ袋の在庫状況が改善していることを確認しましたので、令和8年9月30日(水)で終了します。

10月1日(木)以降は、通常通り
本市「家庭ごみ指定袋」をご使用ください。

※注意事項※

使用可能な袋について	家庭ごみ指定袋	透明または半透明の袋
臨時措置 (令和8年9月30日まで)	○	○
経過措置 (令和8年10月31日まで)	○	△ ※自宅に在庫があるものに限り 使用可
令和8年11月以降	○	× ※11月から収集しません

○引続き、市民の皆様には、多くの方々に本市「家庭ごみ指定袋」が行き渡るよう、必要な量の購入にご協力お願いします。

問合先

◇家庭ごみ指定袋について
尼崎市 ごみ減量政策担当 06-6409-1341
◇ごみの収集について
尼崎市 業務課 06-6374-9999

